

都市計画税の用途について

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な用途としては、街路整備事業、公園整備事業、下水道整備事業、土地区画整理事業などがあり、以下の都市計画事業に要する経費に使わせていただきます。

なお、各都市計画事業への充当方法は、一般財源総額に対する各事業の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】都市計画税 9億7,158万8千円

【歳出】都市計画事業費 23億5,290万5千円

(単位 千円)

都市計画事業	令和3年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	市債	その他		都市計画税 充当額
街路整備	152,500	18,700	95,200	0	38,600	31,091
公園整備	840,771	12,532	642,300	90,800	95,139	75,784
下水道整備	435,168	0	0	0	435,168	345,885
土地区画整理	558,163	54,946	218,100	0	285,117	227,352
地方債償還	366,303	0	0	0	366,303	291,476
その他	0	0	0	0	0	0
合計	2,352,905	86,178	955,600	90,800	1,220,327	971,588

森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税とは、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とするため、令和元年度に新設されたものです。

令和3年度も基金への積立は継続しますが、基金の一部を以下の木材利用に要する経費に使わせていただきます。

【歳入】森林環境譲与税 867万円

【歳出】森林環境整備基金積立金 869万6千円

【基金充当事業】びん沼自然公園の整備 500万円